

## 評議員会運営規則

(総則)

第 1 条 この規則は、当法人の定款第 2 5 条の定めに従い、評議員会の運営に関する事項について定める。

(代理人によって議決権を行使する場合の手続)

第 2 条 評議員が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、委任者である評議員の署名又は記名捺印のある委任状(ただし、委任事項が明記されたものに限る。)を当法人に提出しなければならない。

前項に定める書面は、評議員会ごとに提出しなければならない。

第 1 項に定める書面が提出されなかったときは、当法人は、当該評議員会における当該代理人による議決権の行使を認めないことができる。